## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会(第44回)議事要旨

(大阪地域委員会庶務)

1 日時

平成27年3月6日(金)午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

- 3 出席者
  - (委員)大島忠郁,河内鏡太郎,小佐田潔,三井誠(委員長),山田庸男
  - (庶 務) 竹口大阪高裁総務課長, 植田大阪高裁総務課課長補佐

(説明者) 北川大阪高裁事務局長

## 4 議題

- (1) 第65回から第67回までの下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 判事任命候補者の情報収集の在り方について
- (3) 日程その他

## 5 議事

- (1) 第65回から第67回までの下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
  - 庶務から,第65回から第67回までの下級裁判所裁判官指名諮問委員会 の協議結果について報告した。
- (2) 判事任命候補者の情報収集の在り方について
  - 従前と同様に,指名候補者の現任庁に対応する検察庁,弁護士会に候補者 名簿を提供して情報収集の周知依頼をすることとされた。
  - 従前と同様に、情報収集周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務(総務課長)宛ての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。
- (3) 日程その他
  - 山田委員の要望書(別添)の2について協議した結果,現在の日程の見直 しまでは求めないが、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則17条が準用し

ている10条,11条に基づく説明の要求又は意見の聴取等については,今後,提供された情報に応じて必要性等を具体的に検討していく旨,各委員で確認した。

- 前回(第43回)の地域委員会の議事要旨を中央の委員会委員長宛てに参 考送付することとなった。
- 次回の地域委員会は、5月29日(金)午前10時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は5月15日(金)までとされ、寄せられた情報については、あらかじめ各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

以上

大阪地域委員会 委員長 三 井 誠 殿

委員 山 田 庸



## 要 望 書

小職は、地域委員を拝命して2年余になりますが、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の制度趣旨、理念は、裁判所での内部情報のみではなく、適切かつ妥当な手法による多くの外部情報も収集し、公正で信頼できる選任・再任手続を行うために地域委員会での外部情報の適切な収集を求められているものであります。ついては、地域委員会として現在の収集方法では不合理な事案が散見されますので、今後の運営に際し、以下の事項について地域委員会で協議し、収集方法について改善されるよう指名諮問委員会に上申して頂くよう要望します。

協議の結果、地域委員会の賛同を得られた場合は、指名諮問委員会に委員長名での上申 を希望するとともに、合意を得られない場合は、議事録に添付をお願いします。

記

1、現在、判事の再任に際しての情報収集のあり方として、現任庁に対応する検察庁・弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供し、所属する検察官、弁護士から情報の提供を受けることになっているが、現行の情報収集のあり方では、現任庁の赴任期間が1年未満の場合も同様に扱われ、情報提供の対象期間が短いため実質上情報が提供されにくく、本制度の趣旨が十分に生かされていない。

現に平成27年上半期裁判官指名候補者の中には、本年4月に赴任された者が2名、本年6月に赴任された者が1名存在し、収集対象期間としては不合理と言わざるを得ない。

ついては、大阪高裁管内の指名候補者の名簿は、高裁管内の検察庁・弁護士会に提供して情報提供を求め、高裁管内の現任庁以外の検察庁・弁護士会からも情報収集するべきであると思慮する。例えば、大阪地裁が現任地の場合でも、他府県所属の弁護士が代理人として受任することは当然ありえるので、収集先として実務に則しており、かつ高裁管内であれば合理的な収集範囲と思われる。また、大阪高裁が現任庁の指名候補者は管内のすべての弁護士会に情報を求めており、事務的にも煩瑣になることはない。

仮に、そのようになれば、現任庁での勤務が短期間でも前任庁が大阪高裁管内であれば、前任庁での情報収集を行ったことになり、制度趣旨にもかなうと思慮される。

2、次に、指名諮問委員会規則の17条では第10条説明の要求又は意見の聴取、第11条協力依頼の条項が準用されているが、現在の日程ではそもそも第10,11条の活動を地域委員会で想定しないスケジュールとなっている。例えば、2015年度上半期再任期裁判官(指名候補者)の場合、情報提供の締め切りが10月24日、地域委員会の開催が11月4日、指名諮問委員会への情報提供が11月11日となっており、制度趣旨や規則の解釈上このような日程の設定を再考するべきである。

現に、提供された情報の中には、訴訟指揮に関する情報として裁判官の適否に関する記載のないものがあるが、場合によっては再収集の必要があるものと判断されるものもある。

以上